

板橋区大規模建築物等指導要綱細則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○板橋区大規模建築物等指導要綱細則 第1条～第11条 [省 略]</p> <p><u>(工業専用地域等における周辺環境との調和)</u> 第11条の2 要綱第12条の2第1項の規定による周辺環境との調和は、工業専用地域、工業地域及び準工業地域(以下「工業専用地域等」という。)では、東京都環境確保条例、東京都環境基本条例(平成6年東京都条例第92号)、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)及び近隣工場等との協議に関する実施基準等を満足できるものとし、周辺環境との調和を図ること。</p> <p><u>(工業専用地域等における操業環境への配慮)</u> 第11条の3 要綱第12条の2第2項の規定による工場の操業環境及び工業の振興は、工業専用地域等では、産業振興における近隣工場等に関する配慮基準を満足できるものとし、工場の操業環境等に十分配慮すること。</p> <p><u>2 工業地域に建築する集合住宅については、前項及び次の各号に掲げる要件を全て満足すること。</u></p> <p><u>(1) 舟渡三丁目地域内にある工業地域は、次のとおりとする。ただし、同一事業地内に工場と併設して建築する寮、社宅及び公営住宅には、要件のイ、ウは適用しない。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ア 舟渡三丁目地区地区計画に適合すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ 事業地の周囲の3分の2以上が工場に隣接しないこと。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ウ 事業地内の周囲に緩衝緑地帯を設けること。</u></p> <p><u>(2) 舟渡三丁目地域を除く工業地域は、次のとおりとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ア 事業地の周囲の3分の2以上が工場に隣接しないこと。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ 事業地内の周囲に緩衝緑地帯を設けること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ウ 建築基準法第56条の2及び同法別表第四の三の項による日</u></p>	<p>○板橋区大規模建築物等指導要綱細則 第1条～第11条 [省 略]</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p><u>(追 加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>影規制（以下「日影規制」という。）を満足すること。なお、日影規制の規制値については、事業地の属する工業地域の周囲の制限に準じること。</u></p> <p><u>エ 都市計画法第8条の規定に基づく東京都市計画高度地区(以下「高度地区」という。)による建築物の高さの最高限度を満足すること。なお、高度地区（絶対高さ型の制限を除く。）については、事業地の属する工業地域の周囲の制限に準じること。</u></p> <p>(建築物の環境衛生の保持についての措置及び指導)</p> <p>第11条の<u>4</u> 要綱第12条の<u>3</u>に規定する必要な措置及び指導は、板橋区建築物における衛生的な環境の確保に関する指導指針（平成29年5月25日板橋区保健所長決定）に定めるところによること。</p> <p>第12条～第24条 〔 省 略 〕</p> <p>第25条 <u>削除</u></p> <p>第26条 <u>削除</u></p>	<p>改正前</p> <p>(建築物の環境衛生の保持についての措置及び指導)</p> <p>第11条の<u>2</u> 要綱第12条の<u>2</u>に規定する必要な措置及び指導は、板橋区建築物における衛生的な環境の確保に関する指導指針（平成29年5月25日板橋区保健所長決定）に定めるところによること。</p> <p>第12条～第24条 〔 省 略 〕</p> <p><u>(周辺環境との調和)</u></p> <p><u>第25条 要綱第20条第1項の規定による周辺環境との調和は、工業地域内及び準工業地域内に集合住宅を建築する場合、東京都環境確保条例（平成12年東京都条例第215号）、東京都環境基本条例（平成6年東京都条例第92号）、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）及び近隣工場等との協議に関する指導基準等を満足できる構造物とし、周辺環境との調和を図ること。</u></p> <p><u>(工業地域等における配慮)</u></p> <p><u>第26条 事業者は、要綱第20条第2項の規定により工業地域内に集合住宅を建築する場合には、次の地域において、各号の要件を全て満足すること。</u></p> <p><u>(1) 舟渡三丁目地域内にある工業地域は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ただし、同一事業地内に工場と併設して建築する寮、社宅及び公</u></p>

改正後	改正前
<p>第27条～第37条〔省略〕</p> <p>付 則</p> <p>1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>2、3〔省略〕</p> <p>付 則（平成12年3月17日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成13年3月30日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成18年3月30日決定） 1～3〔省略〕</p>	<p><u>営住宅には、要件のウ、エは適用しない。</u></p> <p><u>ア 舟渡三丁目地区計画に適合すること。</u></p> <p><u>イ 土地利用について近隣工場との協議を経ていること。</u></p> <p><u>ウ 事業地の周囲の3分の2以上が工場に隣接しないこと。</u></p> <p><u>エ 事業地内の周囲に緩衝緑地帯を設けること。</u></p> <p><u>(2) 舟渡三丁目地域を除く工業地域は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 地域の工業団体との協議を経ていること。</u></p> <p><u>イ 土地利用について近隣工場との協議を経ていること。</u></p> <p><u>ウ 事業地の周囲の3分の2以上が工場に隣接しないこと。</u></p> <p><u>エ 事業地内の周囲に緩衝緑地帯を設けること。</u></p> <p><u>オ 建築基準法第56条の2及び同法別表第四の三の項による日影規制（以下「日影規制」という）を満足すること。</u> <u>なお、日影規制の規制値については、事業地の属する工業地域の周囲の制限に準じること。</u></p> <p><u>カ 都市計画法第8条の規定に基づく東京都市計画高度地区（以下「高度地区」という）による建築物の高さの最高限度を満足すること。</u> <u>なお、高度地区については、事業地の属する工業地域の周囲の制限に準じること。</u></p> <p>第27条～第37条〔省略〕</p> <p>付 則</p> <p>1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>2、3〔省略〕</p> <p>付 則（平成12年3月17日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成13年3月30日決定） 〔省略〕</p> <p>付 則（平成18年3月30日決定） 1～3〔省略〕</p>

改正後	改正前
付 則（平成19年4月20日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成20年9月25日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成21年6月19日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成23年1月12日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成28年1月5日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成28年12月12日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成30年1月24日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成31年2月27日決定） 〔 省 略 〕 付 則（令和2年5月15日決定） 〔 省 略 〕 <u>付 則（令和2年12月25日決定）</u> <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u>	付 則（平成19年4月20日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成20年9月25日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成21年6月19日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成23年1月12日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成28年1月5日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成28年12月12日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成30年1月24日決定） 〔 省 略 〕 付 則（平成31年2月27日決定） 〔 省 略 〕 付 則（令和2年5月15日決定） 〔 省 略 〕 <u>（ 追 加 ）</u> <u>（ 追 加 ）</u>